

令和8年度子どもの心の診療ネットワーク事業 業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「令和8年度子どもの心の診療ネットワーク事業」を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業目的

児童虐待等の逆境体験に由来する子どもの心的外傷（トラウマ）の診療については、医療保健職のみならず、心理職、ソーシャルワーカー、ケアワーカー等、各専門職が共通の知識や技術に基づき対応することが有効である。拠点病院を中心として、診療支援や研修等を通して、地域の医療機関、児童相談所、市町村、児童福祉施設等と連携した支援体制の構築を図る。

2 委託業務の内容

（1）コーディネーターの配置

中央拠点病院である国立成育医療研究センターと連携を取りながら、県内医療機関等、児童相談所、市町村、児童福祉施設等に情報提供や技術支援を行う。

（2）子どもの心の診療支援事業

地域の医療機関等に対し、子どもの心のケアに関する診療相談に対する助言、診療支援を行う。また、地域の医療機関、保健福祉関係機関等との連携会議を開催する。

（3）関係者向け研修・育成支援事業

精神科医や医療従事者等に対し、子どもの心のケアに関連するテーマの研修等を実施する。

（4）普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報収集を行い、ホームページ、広報紙等を通じて関係専門職及び県民に情報提供を行う。

（5）「令和8年度子どもの心の診療ネットワーク事業」に係る実施結果報告書を作成し、令和9年3月31日までに提出する。実施結果報告書には、次の内容を含むものとする。

ア コーディネーターの職種・氏名

イ 診療支援の件数、内容及び提供先

ウ 研修・講演会の企画書、実施概要、参加人数等

エ 広報紙等の制作物

オ 収支決算

3 その他事項

（1）再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託事項

の一部について再委託を行う場合は、下記事項について、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

- ア 再委託の相手方の名称及び住所
- イ 再委託を行う業務の範囲
- ウ 再委託を行う必要性
- エ 契約金額

(2) 仕様変更

本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め県と協議の上、承認を得ること。

(3) 個人情報の保護

受託者は別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合や、本仕様書に記載されていない事項については、県と協議すること。